

部長	副部長	副部長	課長	課長代理	課員	調査		設計		令和	年	月	日				
令和 8 年度 県単道路維持管理 新榎トンネル湧出油処理等 委託 実施 設計 書 単価契約										国351号							
施設名備考 新榎トンネル										0	1	3	5	1			
細々事業コード	委託番号				施工地(市町村・大字・小字)				2	0	2	0	0	6	0	0	0
県単道路維持管理	道維管 第 0801-00-00-62 号				長岡市				麻生田町								
	箇所番号				工区	分冊	枝番	地内									
0	3	9	0	1	1	0	8	0	1	0	0	0	0	6	2		
実施・元										変 更							
設計額	円										円						
契約額 (うち消費税額)	(円)										(円)						
当年度支払限度額	16,500,000 円										円						
委託・履行日数	委託日数 又は 完成期限				令和 9 年 3 月 31 日				日間 (付与日数 完成期限				令和 年 月 日				
設計 概 要																	
実施 元 設計概要	9	4	1	その他委託 新榎トンネル湧出油処理等				1 式				変 更 設計概要					
新 潟 県										契約番号	-		-		-		

湧出油処理等単契契約 特記仕様書

- 1 施工箇所は、別途管内図に図示した箇所とする。
- 2 指示書、仕様書に明示されていないものでも、業務の性質上、当然必要な事項及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、監督員の指示により、受注者の負担で処理すること。
- 3 本業務は、道路維持修繕業務の性質上、突発的緊急業務に対処するために、指示工期として祝祭日を含むものとする。
- 4 処理した油の処分については、特殊の場合を除き、その都度処理可能な施設に運搬するものとする
- 5 業務が完了したときは、速やかに後片付けをし、交通及び保安上の障害とならないようにすること
- 6 水質保全排水基準
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油類）含有量＝5 mg/l以下とし、点検値を報告すること。
- 7 諸経費は発注限度額の諸経費を採用している。
なお、処分費については諸経費の対象としない。

作業要領

1. 点検・採取・試験

油貯留槽の含油量の点検及び油処理槽からの放流水の含油量を計測するため、柄杓等による流入水の採取（1試験体）作業と検査機関でn-ヘキサン抽出試験を行う（1試験体×1回）

- ①点検・採取 : 週1回 (7日毎)
- ②n-ヘキサン試験 : 週1回 1試験体

2. 油処分：概ね2ヶ月に1回

油貯留槽からの吸泥車による含油水の吸引作業及び含油水の産廃処理場への運搬及び処分を行う

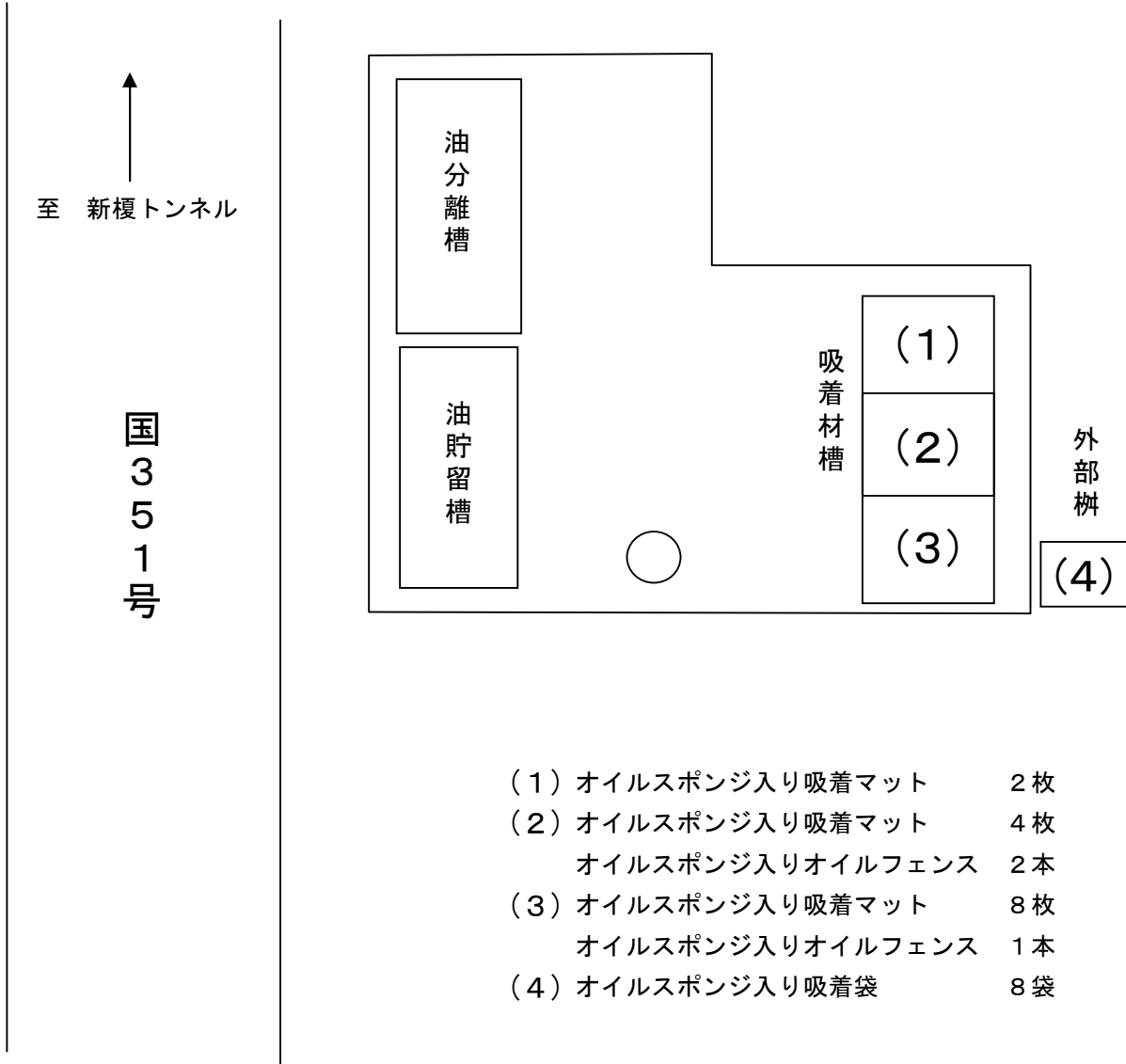
- ③吸引作業 週1回の点検時に油貯留槽を確認し、槽の余裕を計ることにより吸引実施日を設定（貯留水槽が200cm超で吸引実施）
- ④含油水処分 産業廃棄物処分場に運搬し、処分する。
計量器による計量及びマニフェストの発行が必要。

3. 清掃・交換：概ね2週に1回

吸着材槽及び柵に油分吸着のための吸着材を設置している。その交換作業、吸着材槽清掃作業及び使用済み吸着材の運搬、処分を行う。

- ⑤オイルスポンジ入りオイルフェンス 全3本
- ⑥オイルスポンジ入り吸着マット 全14枚
- ⑦オイルスポンジ入り吸着袋 全8袋
- ⑧吸着材槽清掃
- ⑨使用済み吸着材運搬・処分

油吸着材配置図 (油処理施設平面図)



油吸着材の交換

油吸着材の交換時期は目視による油飽和状況の確認により交換とする。

(飽和の目安：吸着材は油のみを吸収するように出来ており、飽和状態になると膨張する。これにより次週交換までの余裕があるか確認し交換とする。)

前年度までの交換状況

オイルマット、集水柵用ろ過吸着袋は、週1回全量交換
オイルフェンス、油飽和状況により交換

総括情報表

設計書名 事業名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	実施設計書 039011 県単道路維持管理 1 実施単価 42 長岡① 0-08.04.20(0) 1 一般土木	
	当 世 代	前 世 代
工種区分 施工地域区分 現場環境改善費 前払率 契約保証に係る保証 消費税率 労務単価の補正率 週休2日補正の有無 小型車補正 工事・業務委託	13 道路維持工事 08 補正なし 00 なし 補正なし 03 保証なし 04 10% 21 0%:補正なし 00 なし(当初・対象外等) 00 小型車補正なし 01 業務委託	

